

社会福祉法人美野里会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美野里会(以下「この法人」という。)の定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4)報酬の種類は日当とする。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会及び各種研修会参加の日当として1人当たりの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、1人当たり1回の出会につき5,000円(源泉所得税等控除後の手取額)を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(支給方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金で支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。